

八街市介護保険条例（平成12年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(新設)	<p><u>（保健福祉事業）</u> <u>第3条の2 市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業を実施するものとする。</u></p>